

第3回埼玉県県南東部交通圏、県南西部交通圏、県北交通圏に係る  
タクシー準特定地域協議会の合同開催について

平成26年1月27日に施行されました「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号。以下「改正特措法」）により、県南東部交通圏、県南西部交通圏及び県北交通圏が準特定地域に指定され、当該地域の関係者がタクシー事業の適正化及び活性化に向け取り組んでいるところであります。

今般、平成29年1月26日付け国土交通省告示第49号により、県南東部・県南西部・県北の各交通圏が引き続き準特定地域に指定されました。

つきましては、再指定に伴い、第3回「県南東部・県南西部・県北交通圏タクシー準特定地域協議会」の3地区合同による協議会を下記の通り開催いたしますのでお知らせします。

なお、新たに協議会の構成員として参画希望の方は、開催日の30日前（5月27日・土曜）までに下記の問い合わせ先へお申し出ください。

記

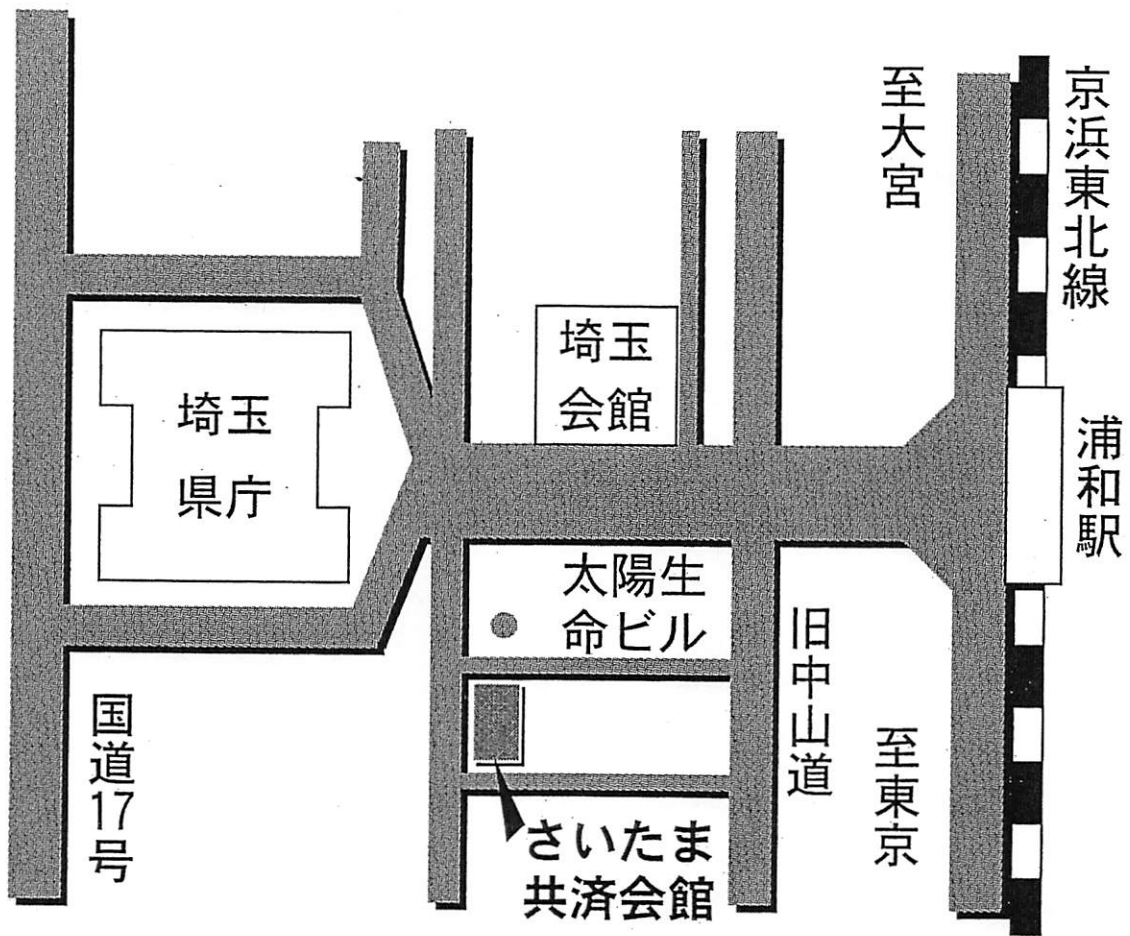
1. 日 時 平成29年6月26日（月） 14：00～
2. 場 所 さいたま市浦和区岸町7-5-14  
「さいたま共済会館」6F （別紙・地図参照）  
☎ 048-822-3330
3. 予定している議題 （1）フォローアップ調査に係る活性化事業の目標値設定について  
（2）準特地域協議会の設置要綱の一部改正について  
（2）適正化・活性化に係る取り組み状況について  
（3）その他

【問い合わせ先】

埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会事務局

一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 高原、藤田、遠藤

電 話 048-863-6431 FAX 048-863-7833



JR浦和駅西口より徒歩10分

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町7-5-14

TEL 048-822-3330

FAX 048-822-3340

<http://www.saitama-ctv-kyosai.net>